



Title	行政事件訴訟特例法第二条の訴願
Author(s)	真島, 一男
Citation	一橋論叢, 39(3): 341-344
Issue Date	1958-03-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/3847
Right	

判例研究

行政事件訴訟特例法第二條の訴願——國稅徵收法第一四條による請求に對する決定は訴願の裁決にあたるか
行政處分に民法第一七七條の適用があるか

眞島 一男

行政事件訴訟特例法第二條 國稅徵收法第一四條 同法第三一條の二 同法第三一條の三 同法第三一條の四 民法一七七條

昭和三二年四月一六日 東京地方裁判所(昭和三十一年(行)第一二三號日興通商(株)對東京國稅局差押處分取消請求事件)

行裁集八卷四號一四八頁以下——却下

(事實) 原告Aは甲建物を昭和二十七年十一月Xより買受け、以後P稅務署に對しAの財産として申告し甲建物に關する公租公課を負擔している。ところが所有權移轉登記手續未了の間に被告BはXの國稅滞納に因り昭和二十八年十月甲建物を差押えた。

目下建築中の乙建物もAの所有に屬し、唯建築許下申請及びQ建設との請負契約はX名義となつてゐる。Bは之をX所有物

として、昭和二十八年十二月差押處分をなしXに代位して、所有權保存登記手續を了した上差押の登記手續をした。昭和三十年十二月兩建物は公賣されYが落札した。しかし之はAの所有物であるから本件差押處分及各公賣處分は、いずれも違法で取消されねばならないと主張した。

被告Bは、本件各處分につきAは昭和三十年十月にBに對し國稅徵收法第一四條に基く、財産取戻請求をしたが、Bは検討の末同年同月棄却した。Aは之に對して異議ありとして、同年十一月Bに審査の請求をしたが「請求の棄却」は同法第三一條の二に規定する「處分」に當らないから審査の請求は不合法であり、本件訴は、同法第三一條の三所定の「審査の決定」を経していない。よつて、本件訴は同法第三一條の四の規定に違背し不合法であると主張した。

(判旨) (一)國稅徵收法第一四條による第三者の「財産取戻請求」は之に基き收稅官吏が再度の調査審理を行ふ點で、同法第三一條の二の「再調査の請求」同法第三一條の三の「審査の請求」に基く場合と全く同様である。

本規定は第三者の利益のために特に簡易早急な解決方法を認めたものであつて、第三者はその選定により、同條による請求又は同法第三一條の二、第三一條の三所定の請求のいずれをもなしうるものであり、右取戻請求に對する決定も審査請求に對する決定と同様行政事件訴訟特例法第二條に於て訴願の裁決にあたる。

(二)Aは甲乙兩建物につき、民法一七七條所定の對抗要件を具

備していないから、執行債権者としての地位にあるBに對し右各建物についての所有權を有效に主張しえず本件各建物に關するBの差押處分公賣處分の效力を争う前提要件を缺き、本件訴は訴の利益を缺く不適法なものである。

(評釋) (一) 訴願前置要件について
判旨に不賛成である。

(イ) 行政事件訴訟特例法が訴願前置主義を採用したこと、これに對應する訴願制度が全體として不備不統一な現状との乖離が生んだ問題である。

當該財産が第三者の權利に屬することが登記登錄により公證されているものは差押公賣處分をなさない。なされた處分は重大且明白な内容の欠缺に基くものであるから無効であり、(判例) 美濃部、日本行政法、上巻二九五頁。Wohlf. H. J. Verwaltungs. (rechtl. S. 215. f. Nichtigkeit u. c. i. c. 學說立法例を紹介。) 右第三者は、民事訴訟法による民法上の權利の主張を妨げられない。(國に不當利傳還義務を認める、大判、明、四三年二月二五日民錄十六輯一七八。) (五三頁 Deutsche Steuerrecht 2. Teil Hensel, A. Steuerrecht. S. 178.)

國稅徵收法第一四條は右の場合に特に同條所定の第三者の便宜の爲設けられた規定と解する。(昭和二年法律第六九號により同法拘らず同法一四條が存置された立法趣旨に) ついて杉山、國稅徵收法精解三〇五頁。

第三者の利益の爲不服申立の期間(公賣決定の五日前述)及び收稅官吏の調査方法(第三者が所有者たることの證據を具えてなす)につき早急な解決方法を認めたものである。

即ち同條は——やゝ不正確な表現に従えば——破産法第八七條「破産者に屬しない財産の取戻權」に類する權利を有する右

第三者に民事訴訟法第七五條「係争物に關する假處分」の申請類似の請求を認めたものといえよう。

同條所定の第三者が取戻請求を棄却された後行政事件訴訟を提起するについての行政事件訴訟特例法上の問題點は二つある。

(ロ) 無効の行政行爲に對し本件訴の如き抗告訴訟を提起しうるか、論理の要求に従えば無効の場合には、抗告訴訟による取消の對象とはならない。(Menger, C. F. System S. 188. によれば従前の) (フライゼン行政裁判所は多くこの立場をとった。)

しかし行政行爲としての外觀の除去を目的として抗告訴訟の形式で訴求することを認める通説を取て否定する理由も存しない。(§ 20. Abs. 1 Satz 2, berl. VG. Vom 8. Januar 1951. 及び § 23. 5 (Abs. 1 Satz 2, VG VO. Nr. 165 Vom 1. April 1948. は明文。公法判例大系(6) 六二五頁。神戸地判、昭二五年二月七日。行政例集一〇四頁。美濃部、民法判例大系(6) 六二五頁。神戶地判、昭二五年二月七日。行政例集一〇四頁。美濃部、反對東京地判、昭和二年九月三十日、行政集四卷九號一、四六頁には不贊。従前からの通説(田中他行政事件訴訟特例法研究(六頁以下参照) 二二頁。O. S. 217. 反對柳瀬行政事件訴訟特例法研究(六頁以下参照) 四頁。) 右の意味で提起される訴訟は形式上一般の抗告訴訟に等しく、その提起の要件を満たさねばならぬ。(判例) 出訴期間等について、民集八卷十一號一五〇六頁。Klinger, A. Verwaltungs-Gerichtbarkeit S. 162. Menger, a. a. O. S. 188.)

(三) 本件抗告訴訟は行政事件訴訟特例法第二條の訴願の裁決を経たものといえようか。

訴願前置を要求する最大の理由は「行政廳に反省の機會を與え自主的な處理を期待する」ことにある。(Ponshoff, E. Lehrb. d. Verwalt. S. 210. 五頁。Wohlf. a. O. S. 183. 田中他、行政事件訴訟特例法研究(四三頁以下) 立法の沿革(五三) 小澤、説明、行政事件訴訟特例法一三四頁以下。) 裁判所の負擔軽減(五三) Vgl. Klinger, a. a. O. S. 309.) 當事者の利益(五三) Vgl. Menger, a. a. O. S. 183.)

背反していない理由として「收税官吏が再度の調査を行う點では國稅徵收法第一四條の(財産取戻請求)と同法三一一條の二の(再調査の請求)若しくは同法三一一條の三の(審査の請求)と同様である」とするのは訴願前置規定上の趣旨を考慮したものであり、その意圖においては正しいものを含む。しかし同法第十四條の趣旨は既に(イ)に述べた如きものであり、訴願前置についての規定と解することは困難であろう。(同旨、行政裁判、昭四三年三月、高知地判、昭二六年四月、二日行政裁集二卷六號八三二頁)

國民から裁判をうける權利(憲法三二條)を奪い行政廳が終審として裁判を行うこと(憲法七六條二項)を恐れるのあまり、同法第三一一條の四の規定に目を覆うことは法解釋の枠を逸脱するものである。

同法第三一一條の三の「審査の決定」を経ない限り訴願の裁決を経たといふことはできない。本件訴は訴願裁決を経っていないものである。

(イ)但し本件訴は訴願裁決を経ずして提起しうる場合と解する。Aが既に同法第一四條による財産取戻請求を棄却された場合更に當該稅務官廳に對し、同法第三一一條の二、同法三一一條の三各所定の請求をしても結果は豫測されて意味がない。

かかる場合は行政事件訴訟特例法第二條但書により、訴願の裁決を経ないで訴を提起しうる。(但書という「著しい損害を生ずる處」とは不確定概念である。廣く解すべきである。田中「行政争訟の法理」五八頁以下。既に述べた陳情が入れられず或は裁決の結果が豫測されるときはこれに該るとする判例、青森地判、昭二四年九月一日行政裁集二〇號一〇五頁、松山地判、昭二六年四月二十六日行政裁集二卷五號七三〇頁、神戸地判、昭三〇年十二月二十六日行政裁集六卷九八三頁、昭二二號二)

(二)訴の利益について
判旨に賛成但し疑問が残存する。

(イ)國稅滯納處分は國稅債權の強制執行の方法であつて、一般私債權に比し債權者自ら執行としての公權力の行使にあたる點に差異があるが、一の債權がその執行の段階に入り特定の財産を差押えることによつて、その財産について具體的な利害關係に立つに至つたという點においてその關係は同一である。

その債權の成立原因が公權力の行使によることだけから民法第一七七條の適用を排除するのは論理の飛躍である。

(同旨、最判昭三一年四月四日民集一〇卷四號四一七頁。大阪地判、昭二八年六月一日、稅法學四〇號五五頁、法協七四卷三號一八頁以下、杉村教授判旨贊成評譯あり。尙最判、昭二八年一月一八日民集七卷二號一五七頁は農地買取について民法第一七七條の適用なしとするが、國が土地そのものの取得を目的とする行政處分についてはその本質を異にする。)

従つて本件訴における國はその差押財産について民法第一七七條に依り第三者に該當する。

(ロ)しかしAが「甲建物をP稅務署に對してAの財産として申告し甲建物に關する公租公課を負擔している」という事實の主張に對し判決が沈黙しているのは看過できない。

若しこの點に關するAの主張が認められた際は國に對する民法第一七七條の規定の適用を排除することもありうる。

即ちAが甲建物をAの財産としてP稅務署に對して申告をしたにとゞまらず、(單に申告したにとゞまる場合國に)甲建物に關する公租公課を徵收したとすれば既に確認行爲があり、この場合に迄

不動産登記法第四條第五條に該當するものではないが、民法第一七七條の適用を認めることはできない。(反對趣旨、最判昭三一年四月二